

民間提案促進のための方策(インセンティブ付与)

1. インセンティブ付与の考え方

- ・ P F I のみならず、地方公共団体においては、従来の公共サービスの効率化やサービスの質の向上等を図る観点から、いわゆる「民間提案制度」を導入している事例がある。
- ・ 当該制度において、民間から提案を受け、審査の結果採択された提案内容を実施する委託先を選定するにあたり、提案者に何らかのインセンティブを付与することは、提案者のモチベーションを高めることにもつながり、有効であると考えられる。
- ・ 新潟市が平成 23 年度に設けた「行政サービス等民間提案制度」では、提案内容のノウハウ等に応じて、事業者選定の方法を 3 つに分類している。

(5) 実施する民間主体の選定

実施する民間主体の選定は、提案内容のノウハウ等に応じて、次のとおりとする。

ア 民間提案の内容に提案者の独自の発想を有するなど、民間提案自体に知的財産的なノウハウなどが認められる場合は、随意契約により、提案者を事業実施者として選定する。

イ 民間提案の内容に提案者の独自性がそれほど高くなく、提案者以外にも複数の事業者が存在するが、実施に際して、特別なノウハウ、経験などの活用を要する場合、プロポーザル等総合評価により、改めて事業実施者を公募し、提案内容を競わせ選定する。

なお、選定に際しては、民間提案し採用された者に対して民間提案加点を行う。

ウ 民間提案の内容に提案者の独自性がほとんどなく、提案者以外にも複数の事業者が存在し、実施に際して、特別なノウハウ等の活用を要しなく、提案内容を競わせる必要がない場合は、競争入札により、改めて事業実施者を公募し選定する。

(出典：新潟市行政サービス等民間提案制度実施要綱)

- ・前掲の要綱において、アの「提案者との随意契約」及びイの「事業者選定にあたっての加点評価」が、提案者へのインセンティブ付与に該当する。

※平成25年度に2件の提案が採択され、事業者公募が今後予定されている。

2. インセンティブ付与の具体例

(ア) 提案者との随意契約

- ・兵庫県尼崎市の「提案型事業委託制度 募集要領（平成26年度版）」では、下記規定のとおり、原則として提案者との随意契約となっている。類似の規定は、千葉県我孫子市の「提案型公共サービス民営化制度」にもみられる。

■事業者の決定

採択された提案を事業として実施する実施者は提案者とし、原則3年間に上限に委託します。なお、提案者が実施できない場合は、提案された仕様に基づく競争入札等又は公募によるプロポーザル方式により、実施団体を決定します。

(イ) 事業者選定にあたっての加点評価

- ・さいたま市の「提案型公共サービス公民連携制度」では、下記規定となっている。

■事業者の選定方法

提案の事業化が決定した場合、随意契約、プロポーザル方式又は総合評価一般競争入札のいずれかの方法により、改めて事業者を選定します。

※提案が採用となった事業者が、必ずしも事業者となるものではありません。

※事業者は、原則として、さいたま市競争入札参加者名簿又は小規模修繕業者登録名簿への登載が必要となります。

※プロポーザル方式及び総合評価一般競争入札により事業者選定をする場合は、提案が採用となった事業者には、独創的かつ市民サービスの質を高める提案をした事業者として、評価項目合計点（満点）の5%を加点して評価することとします。

※共同事業者の提案が採用となった場合、原則として、事業者選定時には、提案時と同一の共同事業者で参加してください。